

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月17日
【計算期間】	第 1 期（自 平成26年 1 月17日 至 平成26年 4 月17日）
【ファンド名】	カナダ高配当株ファンド
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、カナダの株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

特色1

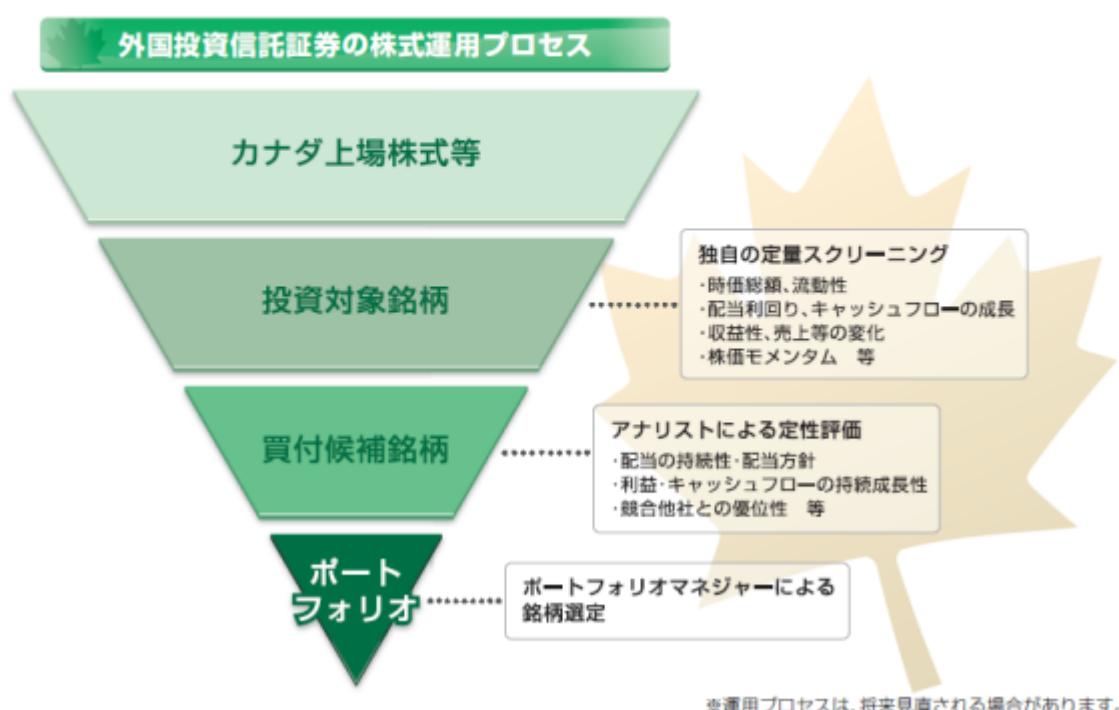
外国投資信託証券への投資を通じて実質的にカナダの株式へ投資を行うことで、安定した配当収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド JPYクラス(Principal / C S Canadian Equity Income Fund JPY Class)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド JPYクラス」への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」は、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

特色2

株式への投資に当たっては、主に配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄の中から個々の企業のファンダメンタルズを勘案して、銘柄を選定します。

- 外国投資信託証券における株式の運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

特色3

年2回の決算時に収益の分配を目指します。

- 決算日は、毎年4月、10月の17日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

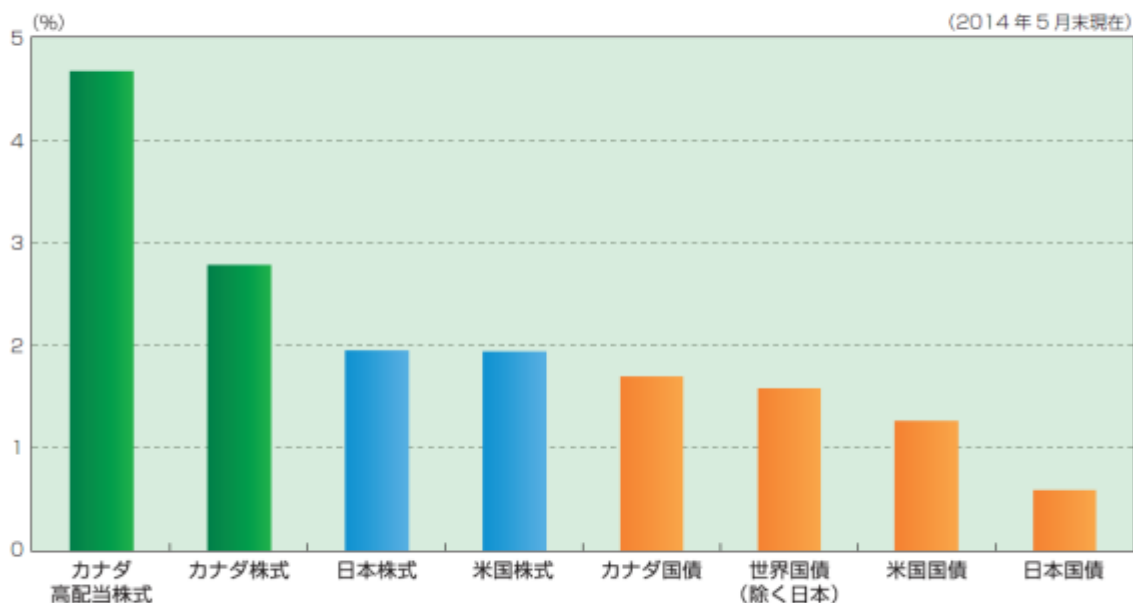
ファンドの仕組み



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各資産の利回りとカナダ株式および為替の動向

株式・債券の利回り比較



(出所) Bloomberg および FACTSET より大和住銀投信投資顧問作成

※カナダ高配当株：S&P/TSX エクイティインカム指数、カナダ株式：S&Pトント総合指数、日本株式：TOPIX、米国株式：S&P500 指数の各配当利回り、およびカナダ国債：シティグループカナダ国債インデックス、世界国債 (除く日本)：シティグループ世界国債インデックス (除く日本)、米国国債：シティグループ米国国債インデックス、日本国債：シティグループ日本国債インデックスの各最終利回りをそれぞれ使用

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



④信託金の限度額

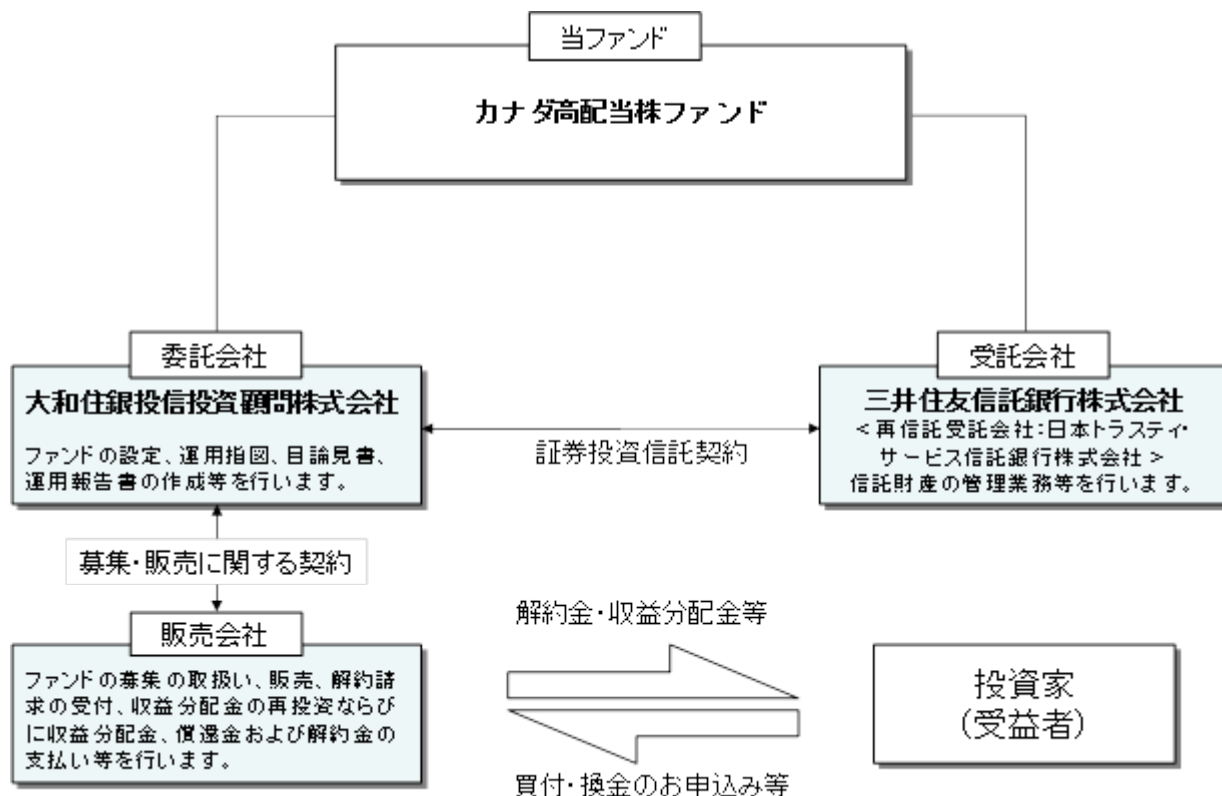
信託金の限度額は、3,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成26年1月17日 信託契約締結

平成26年1月17日 当ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（平成26年5月末現在）

- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革
 - 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
 - 平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①主に円建ての外国投資信託である「Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class」受益証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成26年5月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

<プリンシパル／CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド JPYクラスの概要>

ファンド名	Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て
運用目的	主にカナダの金融商品取引所に上場する株式等に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します（不動産投資信託証券やETF等に投資する場合があります。）。
主要投資対象	カナダの株式等を主要投資対象とします。
投資方針	1. 主としてカナダの株式等に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ・株式等への投資に当たっては、配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ・銘柄の選定に当たっては、個々の企業のファンダメンタルズ分析等も勘案します。 ・株式等の運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズLLCが行います。 2. 原則として為替ヘッジは行いません。 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式等への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の株式等への投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・同一セクターへの投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の50%以内とします。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	管理報酬等：年0.535% 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の報酬等は将来変更される場合があります。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

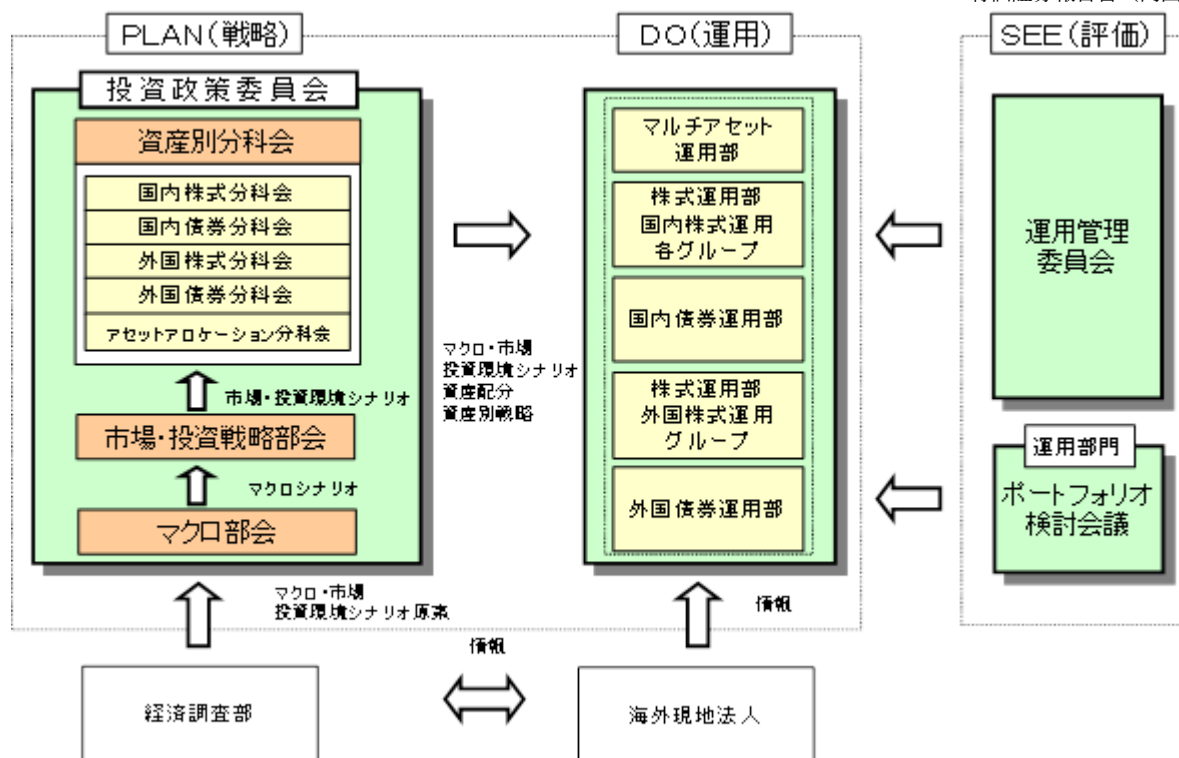
＜プリンシパル・グローバル・インベスターズＬＬＣの概要＞

- ・プリンシパル・グローバル・インベスターズＬＬＣは、1879年に米国で設立されたニューヨーク証券取引所上場の総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用会社です。
- ・同社は、自社の運用に加えて、戦略特化型運用会社を傘下にもち（マルチブティック戦略）、世界の幅広い投資家に対して、多様な運用戦略を提供しています。
- ・世界約70ヵ国において主要国中央銀行およびソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド）を含む機関投資家の資産を運用しており、運用資産総額は約3,110億米ドル（約33兆円）となっています。（2013年12月末）

＜キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	—
主要投資対象	本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引を行います。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	—
その他	—

（３）【運用体制】



＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成26年5月末現在で約100名です。

＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。

＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

①毎決算時（毎年4月、10月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。なお、第1回決算日は平成26年4月17日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ. 前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ. 上記イ. に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ. 主な投資制限

（イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

（ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

（ニ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ. 公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ニ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

- ☐当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ☐信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ☐投資信託は預貯金と異なります。
- ☐当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- ☐投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(3)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(2)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券からカナダの株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

(3)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(4)換金請求の受付に関する留意点

取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することお

よびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(5) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(6) 法令・税制・会計等の変更可能性について

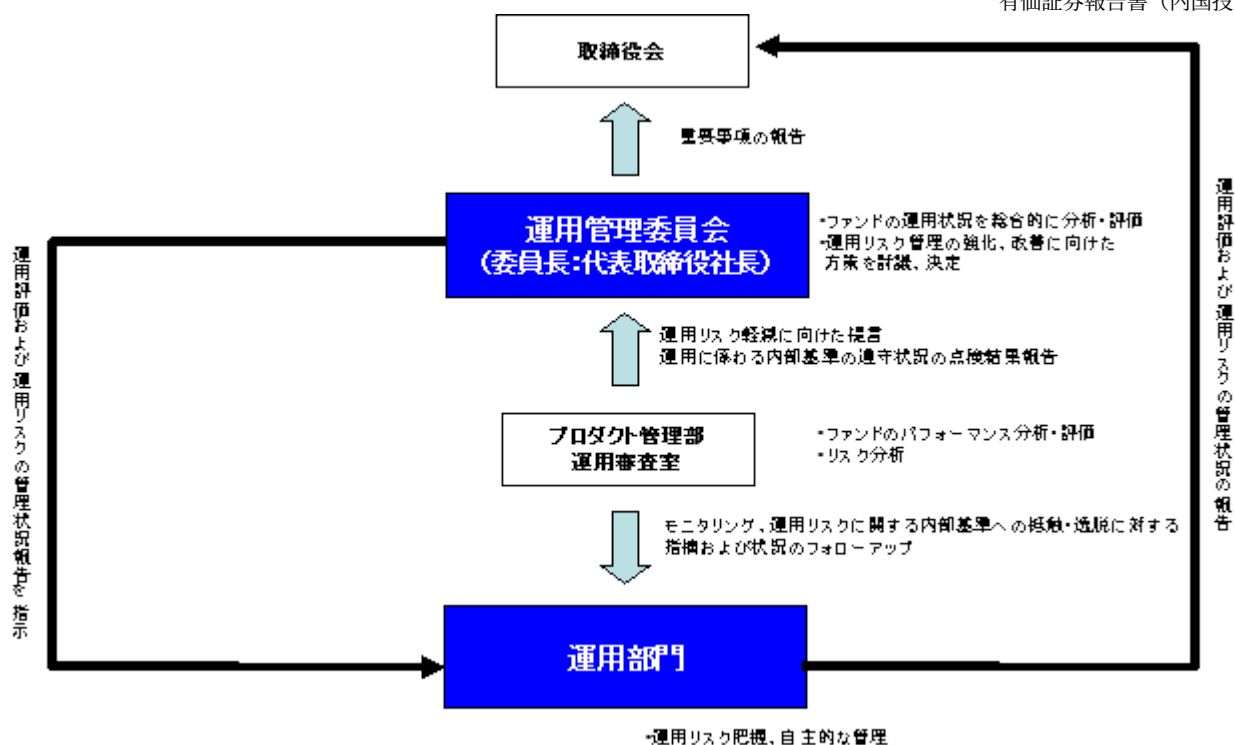
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

<リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 (24名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 (18名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 (4名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 (12名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 (5名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 (19名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



※リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3554%（税抜1.255%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.43%（税抜）	年率0.80%（税抜）	年率0.025%（税抜）

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.535%がかかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.8904%（税込）程度です。

※また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、受託会社の費用、管理事務費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用等は当該ファンドが負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があります、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

- ①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。
- ③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率[※]で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率[※]が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<損益通算について>

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率[※]で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

*上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

*課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

カナダ高配当株ファンド

(1)【投資状況】

(平成26年5月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	1,001	0.00%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	547,778,929	98.26%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,692,639	1.74%
純資産総額		557,472,569	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年5月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証 券 —	534,470,611	1.0074 538,474,609	1.0249 547,778,929	— —	98.26%
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 —	984	1.0172 1,001	1.0174 1,001	— —	0.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.26%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

(平成26年5月末現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(平成26年5月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成26年1月17日）	1	—	1.0000	—
平成26年1月末日	75	—	0.9470	—
平成26年2月末日	92	—	0.9750	—
平成26年3月末日	513	—	1.0145	—
第1計算期間末 （平成26年4月17日）	522	523	1.0325	1.0335
平成26年4月末日	527	—	1.0428	—
平成26年5月末日	557	—	1.0534	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1期（平成26年1月17日～平成26年4月17日）	0.0010

③【収益率の推移】

期間	収益率
----	-----

第1期（平成26年1月17日～平成26年4月17日）	3.4%
----------------------------	------

（注）収益率＝（当計算期末分配基準価額－前計算期末分配基準価額）÷前計算期末分配基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成26年1月17日～平成26年4月17日）	518,775,725	12,550,642

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）投資状況

（平成26年5月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	4,630,391,630	76.28%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,440,058,089	23.72%
純資産総額		6,070,449,719	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成26年5月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	416 国庫短期証券 日本	国債証券 —	990,000,000	99.97 989,744,580	99.99 989,990,100	— 2014/06/10	16.31%
2	404 国庫短期証券 日本	国債証券 —	990,000,000	99.98 989,818,830	99.98 989,848,530	— 2014/10/20	16.31%
3	423 国庫短期証券 日本	国債証券 —	750,000,000	99.99 749,934,750	99.99 749,964,000	— 2014/07/10	12.35%
4	323 2年国債 日本	国債証券 —	700,000,000	100.03 700,273,000	100.02 700,147,000	0.1000 2014/12/15	11.53%
5	261 10年国債 日本	国債証券 —	500,000,000	101.20 506,045,000	100.08 500,405,000	1.8000 2014/06/20	8.24%
6	319 2年国債 日本	国債証券 —	500,000,000	100.01 500,060,000	100.00 500,035,000	0.1000 2014/08/15	8.24%
7	317 2年国債 日本	国債証券 —	200,000,000	100.00 200,000,000	100.00 200,002,000	0.1000 2014/06/15	3.29%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
国債証券	76.28%
合計	76.28%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

（平成26年5月末現在）

該当事項はありません。

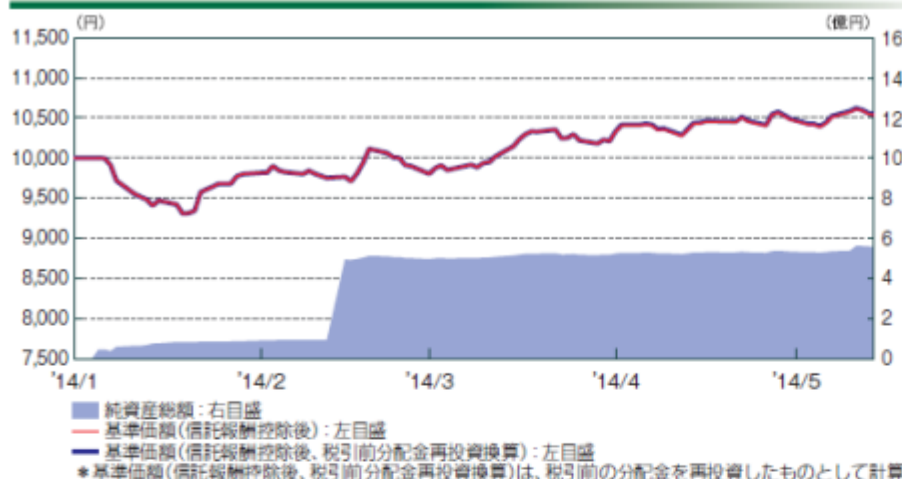
③ その他投資資産の主要なもの

（平成26年5月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2014年5月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定日～2014年5月30日）**分配の推移**

2014年4月	10円
設定来累計	10円

* 分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class	98.3%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.0%

* 投資比率は純資産総額対比

■ 参考情報（上位10銘柄）

プリンシパル/CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド JPYクラス

	投資銘柄	業種	投資比率
1	カナダロイヤル銀行	金融	5.4%
2	カナディアン・インベリアル・バンク・オブ・コマー	金融	5.3%
3	ボタシュ・コーポレーション・オブ・サスカチワン	素材	4.8%
4	クレセント・ポイント・エナジー	エネルギー	4.8%
5	ビーシーイー	電気通信サービス	4.1%
6	ペンビナ・パイプライン	エネルギー	3.6%
7	バンク・オブ・モントリオール	金融	2.8%
8	インターパイプライン	エネルギー	2.6%
9	ブルックフィールド・アセット・マネジメント	金融	2.5%
10	サン・ライフ・ファイナンシャル	金融	2.2%

* 投資比率はプリンシパル/CS カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド JPYクラスの組入株式等の時価評価額対比
 * 業種は世界産業分類基準（GICS）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	416 国庫短期証券	国債証券	16.3%
2	404 国庫短期証券	国債証券	16.3%
3	423 国庫短期証券	国債証券	12.4%
4	323 2年国債	国債証券	11.5%
5	261 10年国債	国債証券	8.2%
6	319 2年国債	国債証券	8.2%
7	317 2年国債	国債証券	3.3%

* 投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2014年は当初設定日（2014年1月17日）から5月末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

* ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- ※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、トロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でトロント証券取引所、モントリオール取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

＜インターネットホームページ＞<http://www.daiwasbi.co.jp/>

＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成26年1月17日）から、平成30年4月17日まで（約4年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間終了前に、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 ①信託契約の解約」をご参照ください。）。

また、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月18日から10月17日、10月18日から翌年4月17日までとします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成26年4月17日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

①信託契約の解約

- イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ. 委託会社は、前イ. および前ロ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ. 前ニ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ. 前ニ. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト. 前ニ. から前ヘ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ. から前ヘ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ロ. 委託会社は、前イ.（前イ. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 前ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 前ロ. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. 前ロ. から前ホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 前イ. から前ヘ. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

⑧運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成26年1月17日から平成26年4月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

カナダ高配当株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 平成26年 4 月17日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,575,074
投資信託受益証券	512,584,905
親投資信託受益証券	1,001
流動資産合計	524,160,980
資産合計	524,160,980
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	506,225
未払受託者報酬	18,952
未払委託者報酬	933,740
その他未払費用	7,169
流動負債合計	1,466,086
負債合計	1,466,086
純資産の部	
元本等	
元本	506,225,083
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,469,811
（分配準備積立金）	28,370,518
元本等合計	522,694,894
純資産合計	522,694,894
負債純資産合計	524,160,980

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第 1 期 平成26年 1 月17日 平成26年 4 月17日
営業収益		
受取配当金		4,410,326
受取利息		3,574
有価証券売買等損益		25,416,418
営業収益合計		29,830,318
営業費用		
受託者報酬		18,952
委託者報酬		933,740
その他費用		7,169
営業費用合計		959,861
営業利益又は営業損失（△）		28,870,457
経常利益又は経常損失（△）		28,870,457
当期純利益又は当期純損失（△）		28,870,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△ 6,286
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		43,339
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		43,339
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,944,046
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,944,046
分配金		506,225
期末剰余金又は期末欠損金（△）		16,469,811

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成26年4月17日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	 1,000,000円 517,775,725円 12,550,642円
2. 受益権の総数	506,225,083口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

（注）収益分配金計算書に開示の金額は、

第1期
自 平成26年1月17日
至 平成26年4月17日

分配金の計算過程

第1期計算期間末（平成26年4月17日）に、投資信託約款に基づき計算した30,053,533円（1万口当たり593.68円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い506,225円（1万口当たり10円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,269,562円
有価証券売買等損益 （費用控除後）	24,607,181円
収益調整金	1,176,790円
分配準備積立金	0円
分配可能額	30,053,533円
（1万口当たり分配可能額）	(593.68円)
収益分配金	506,225円
（1万口当たり収益分配金）	(10円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成26年4月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（平成26年4月17日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1
投資信託受益証券	25,470,375
合計	25,470,376

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成26年4月17日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第1期 平成26年4月17日現在
1口当たり純資産額
1.0325円 「1口＝1円（10,000口＝10,325円）」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Principal/CS Canadian Equity Income Fund JPY Class	509,325,224	512,584,905	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	984	1,001	
合計		2銘柄	509,326,208	512,585,906	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

※ 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成26年4月17日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,318,541,493
国債証券	5,231,302,890
未収利息	3,325,366
前払費用	180,273
流動資産合計	6,553,350,022
資産合計	6,553,350,022
負債の部	
流動負債	
未払解約金	68,549,203
流動負債合計	68,549,203
負債合計	68,549,203
純資産の部	
元本等	
元本	6,374,296,822
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	110,503,997
元本等合計	6,484,800,819
純資産合計	6,484,800,819
負債純資産合計	6,553,350,022

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成26年4月17日現在
1. 元本状況	
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	7,143,973,874円
期中追加設定元本額	1,989,559,099円
期中一部解約元本額	2,759,236,151円
元本の内訳	
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	7,110,782円
SMBCファンドラップ・欧州株	10,761,623円
SMBCファンドラップ・新興国株	4,769,176円
SMBCファンドラップ・コモディティ	1,227,351円
SMBCファンドラップ・米国債	7,641,940円
SMBCファンドラップ・欧州債	5,839,498円
SMBCファンドラップ・新興国債	3,115,116円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	8,946,965円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	4,460,117円
SMBCファンドラップ・日本債	27,971,470円
DC日本国債プラス	77,135,031円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	387,923,010円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	1,185,730,705円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	22,831,697円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	2,086,346,834円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	41,889,243円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	394,609,361円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	1,571,344,529円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	127,506,050円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	4,621,970円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	5,289,557円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	3,538,104円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	4,953,933円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	7,452,312円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	62,972,876円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,177,320円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	81,804,800円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	12,526,282円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	3,467,024円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円
日本株225・米ドルコース	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円
グローバルCBオープン・高金利通貨コース	598,533円
グローバルCBオープン・円コース	827,757円
グローバルCBオープン（マネープールファンド）	28,061,997円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	3,028,974円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	1,722,494円
カナダ高配当株ファンド	984円

ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（適格機関投資家限定） 大和住銀ボラティリティ調整型日本株F-1（適格機関投資家限定） 合計	98,377円 23,022,533円 6,374,296,822円
2. 受益権の総数	6,374,296,822口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年4月17日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成26年4月17日現在）

種類	計算期間 [※] の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	△4,579,970
合計	△4,579,970

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年7月26日から平成26年4月17日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（平成26年4月17日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成26年1月17日 至 平成26年4月17日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成26年4月17日現在
1口当たり純資産額
1.0173円
「1口＝1円（10,000口＝10,173円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	316 2年国債	500,000,000	500,010,000	
	国債証券	317 2年国債	200,000,000	200,010,000	
	国債証券	319 2年国債	500,000,000	500,055,000	
	国債証券	323 2年国債	700,000,000	700,154,000	
	国債証券	261 10年国債	500,000,000	501,425,000	
	国債証券	360 国庫短期証券	100,000,000	99,999,200	
	国債証券	404 国庫短期証券	990,000,000	989,802,000	
	国債証券	416 国庫短期証券	990,000,000	989,931,690	
	国債証券	423 国庫短期証券	750,000,000	749,916,000	
合計 9銘柄			5,230,000,000	5,231,302,890	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】
(平成26年5月末現在)

カナダ高配当株ファンド

I 資産総額	558,326,944 円
II 負債総額	854,375 円
III 純資産総額（I－II）	557,472,569 円
IV 発行済数量	529,225,030 口
V 1単位当り純資産額（III／IV）	1.0534 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

I 資産総額	6,095,759,817 円
II 負債総額	25,310,098 円
III 純資産総額（I－II）	6,070,449,719 円
IV 発行済数量	5,966,585,312 口
V 1単位当り純資産額（III／IV）	1.0174 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（平成26年5月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

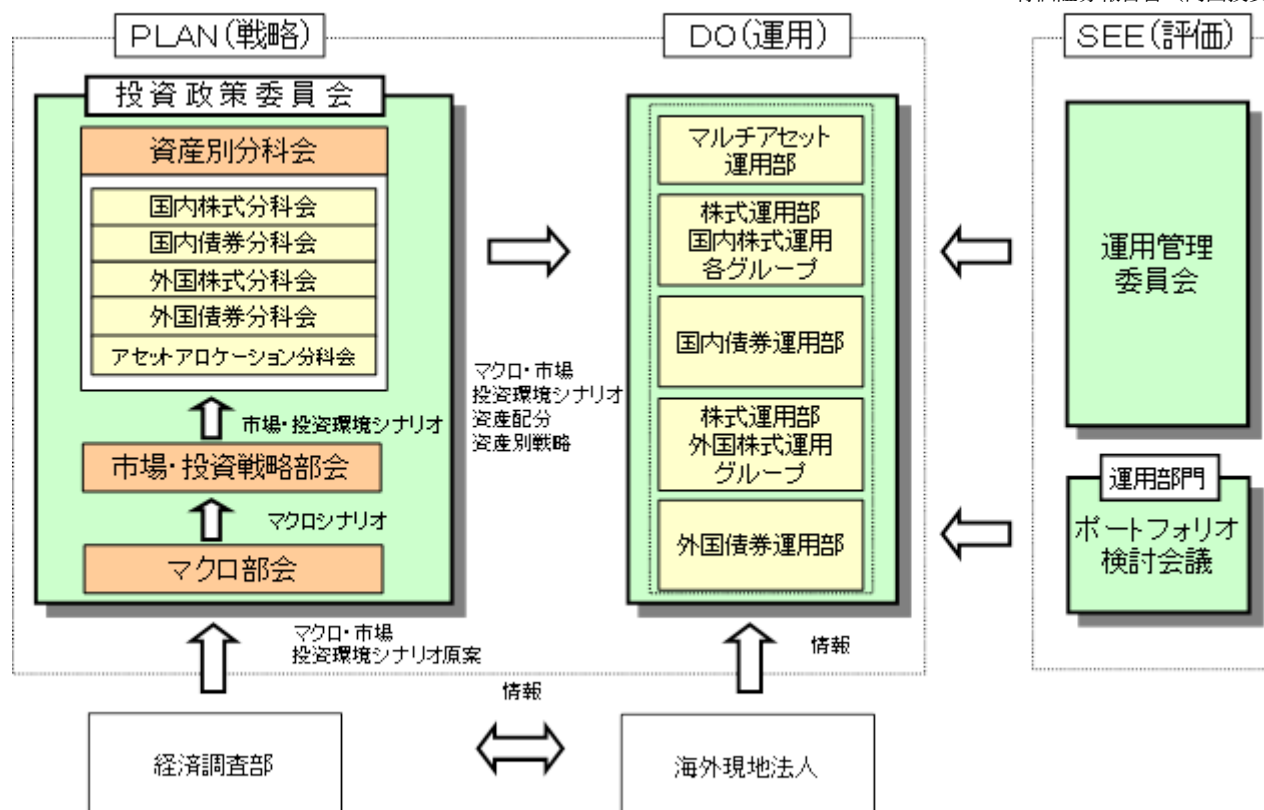
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

<投信運用の意思決定プロセス>



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年5月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、205本であり、その純資産総額は、約2,724,217百万円です（なお、親投資信託67本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	11	142,047百万円
追加型株式投資信託	191	2,557,179百万円
単位型公社債投資信託	3	24,990百万円
合計	205	2,724,217百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,579,316	17,588,077
前払費用		156,563	149,868
未収委託者報酬		2,378,328	2,410,896
未収運用受託報酬		799,736	895,204
未収収益		21,990	15,769
繰延税金資産		473,110	490,240
その他		3,144	13,019
流動資産計		21,412,190	21,563,076
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	183,873	162,431
器具備品	※1	87,233	68,912
土地		710	710
リース資産	※1	8,895	9,490
有形固定資産計		280,711	241,544
無形固定資産			
ソフトウェア		261,979	173,597
ソフトウェア仮勘定		—	3,150
電話加入権		12,706	12,706

無形固定資産計	274,685	189,454
投資その他の資産		
投資有価証券	5,125,836	5,381,370
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	1,904	2,299
長期差入保証金	509,430	511,366
出資金	132,660	132,660
繰延税金資産	548,043	611,818
その他	1,716	2,209
貸倒引当金	△70,650	△70,650
投資その他の資産計	7,418,714	7,740,848
固定資産計	7,974,112	8,171,846
資産合計	29,386,302	29,734,923

(単位：千円)

	第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,396	3,558
未払金	165,892	158,035
未払手数料	1,113,859	1,109,332
未払費用	1,127,749	1,020,908
未払法人税等	939,336	1,316,049
賞与引当金	880,000	955,000
役員賞与引当金	73,000	80,000
その他	20,203	21,473
流動負債計	4,323,437	4,664,357
固定負債		
リース債務	5,944	6,569
退職給付引当金	1,268,146	1,391,001
役員退職慰労引当金	148,470	116,430
固定負債計	1,422,561	1,514,000
負債合計	5,745,998	6,178,358

(単位：千円)

	第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	19,981,120	19,953,563
利益剰余金合計	21,424,851	21,397,294
株主資本合計	23,581,120	23,553,563
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,183	3,001
評価・換算差額等合計	59,183	3,001
純資産合計	23,640,304	23,556,565
負債純資産合計	29,386,302	29,734,923

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	2,960,778	3,557,574
委託者報酬	27,854,931	27,766,163
その他営業収益	90,710	69,161
営業収益計	30,906,420	31,392,899
営業費用		
支払手数料	13,056,993	13,355,205
広告宣伝費	175,532	204,927
公告費	1,059	269
調査費		
調査費	1,114,992	1,191,119
委託調査費	4,000,398	3,772,225

委託計算費	131,444	145,854
営業雑経費		
通信費	31,982	35,588
印刷費	404,102	495,807
協会費	27,397	26,478
諸会費	4,830	2,206
その他	30,634	34,597
営業費用計	18,979,368	19,264,279
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	201,630
給料・手当	2,883,776	2,983,202
賞与	55,582	92,691
退職金	4,450	5,583
福利厚生費	559,967	614,668
交際費	22,159	19,862
旅費交通費	146,403	167,353
租税公課	72,111	74,265
不動産賃借料	726,878	618,978
退職給付費用	213,305	222,235
固定資産減価償却費	79,314	77,093
賞与引当金繰入額	873,819	939,093
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	38,530
役員賞与引当金繰入額	67,700	87,400
諸経費	255,296	290,905
一般管理費計	6,200,926	6,433,492
営業利益	5,726,125	5,695,126
営業外収益		
受取配当金	25,045	34,957
受取利息	3,232	3,291
投資有価証券売却益	33,455	68,331
為替差益	2,945	1,706
その他	11,668	11,918
営業外収益計	76,346	120,205
営業外費用		
投資有価証券売却損	—	23,470
その他	55	—
営業外費用計	55	23,470

経常利益		5,802,417	5,791,861
特別利益			
投資有価証券売却益		42,767	—
特別利益計		42,767	—
特別損失			
投資有価証券売却損	※1	111,382	—
固定資産除却損		7	1,884
その他		4,575	—
特別損失計		115,965	1,884
税引前当期純利益		5,729,219	5,789,977
法人税、住民税及び事業税		2,213,779	2,321,531
法人税等調整額		△32,604	△49,846
法人税等合計		2,181,175	2,271,684
当期純利益		3,548,044	3,518,293

(3) 【株主資本等変動計算書】

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期末首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	18,204,076
当期変動額						
剰余金の配当						△1,771,000
当期純利益						3,548,044
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計						1,777,044
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期末首残高	19,647,807	21,804,076	△14,256	△14,256	21,789,820
当期変動額					
剰余金の配当	△1,771,000	△1,771,000			△1,771,000
当期純利益	3,548,044	3,548,044			3,548,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			73,440	73,440	73,440
当期変動額合計	1,777,044	1,777,044	73,440	73,440	1,850,484

当期末残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
-------	------------	------------	--------	--------	------------

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期末首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120
当期変動額						
剰余金の配当						△3,545,850
当期純利益						3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						△27,556
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期末首残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
当期変動額					
剰余金の配当	△3,545,850	△3,545,850			△3,545,850
当期純利益	3,518,293	3,518,293			3,518,293
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△56,182	△56,182	△56,182
当期変動額合計	△27,556	△27,556	△56,182	△56,182	△83,739
当期末残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565

注記事項

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～30年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた4,583千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」4,575千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
----------------------	----------------------

※1.有形固定資産の減価償却累計額		※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	354,743千円	建物	389,326千円
器具備品	307,425千円	器具備品	282,257千円
リース資産	7,382千円	リース資産	10,890千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	15,346千円	金額	11,273千円

(損益計算書関係)

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1.投資有価証券売却損	111,382千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,545,850	利益 剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,515,050	利益 剰余金	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第41期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,579,316	17,579,316	—
(2) 未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	—
(3) 未収運用受託報酬	799,736	799,736	—
(4) 投資有価証券			

その他有価証券	5,074,700	5,074,700	—
資産計	25,832,081	25,832,081	—
(1) 未払手数料	1,113,859	1,113,859	—
(2) 未払費用 (*1)	853,268	853,268	—
負債計	1,967,127	1,967,127	—

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,588,077	17,588,077	—
(2) 未収委託者報酬	2,410,896	2,410,896	—
(3) 未収運用受託報酬	895,204	895,204	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,330,234	5,330,234	—
資産計	26,224,413	26,224,413	—
(1) 未払手数料	1,109,332	1,109,332	—
(2) 未払費用 (*1)	752,915	752,915	—
負債計	1,862,248	1,862,248	—

(*1) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第41期（平成25年3月31日）	第42期（平成26年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
(3) 長期差入保証金	509,430	511,366

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2. (4) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,579,316	—	—	—
未収委託者報酬	2,378,328	—	—	—
未収運用受託報酬	799,736	—	—	—

投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	1,106,722	4,006	—
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	—

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,588,077	—	—	—
未収委託者報酬	2,410,896	—	—	—
未収運用受託報酬	895,204	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券の うち満期のあるもの	1,141,800	1,960,844	1,113,993	—
合計	22,035,978	1,960,844	1,113,993	—

（有価証券関係）

1. 子会社株式

第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,683,580	3,683,580	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	1,391,120	1,400,000	△8,880
小計	1,391,120	1,400,000	△8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第42期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,171,477	3,105,800	65,677
小計	3,171,477	3,105,800	65,677

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,158,757	2,219,774	△61,017
小計	2,158,757	2,219,774	△61,017
合計	5,330,234	5,325,574	4,660

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,506,861	68,331	23,470

（退職給付関係）

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 (平成25年3月31日)
退職給付債務	1,268,146
退職給付引当金	1,268,146

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	156,423
確定拠出年金掛金	56,882
退職給付費用	213,305

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算

しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付引当金の期首残高	1,268,146
退職給付費用	162,502
退職給付の支払額	△76,988
その他	37,340
退職給付引当金の期末残高	1,391,001

(注) その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
非積立型制度の退職給付債務	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001
退職給付引当金	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 162,502千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、59,733千円であります。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第41期 (平成25年3月31日)	第42期 (平成26年3月31日)
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	78,096	89,569
賞与引当金	334,400	339,980
社会保険料	33,579	33,038
未払事業所税	5,144	4,961
その他	21,890	22,690
繰延税金資産合計	473,110	490,240

(2)固定資産

繰延税金資産

退職給付引当金	454,741	495,196
投資有価証券	2,469	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	55,431	41,449
その他	70,587	76,831
繰延税金資産小計	615,562	648,280
評価性引当額	△ 34,803	△ 34,803
繰延税金資産合計	580,759	613,477
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金負債合計	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金資産の純額	548,043	611,818

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は36,865千円減少し、法人税等調整額が36,865千円増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,766,163	3,557,574	69,161	31,392,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京都 千代 田区	1,000	証券業	—	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	5,028,224	未払 手数料	536,727
その他の 関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京都 千代 田区	17,709	銀行業	—	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払※1	2,621,684	未払 手数料	250,310

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第42期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事 者 との関係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	----	-------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------	------------------	----	------------------

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,613,672	未払手数料	488,758
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	—	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,142,899	未払手数料	277,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（1株当たり情報）

	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	6,140円34銭	6,118円59銭
1株当たり当期純利益金額	921円57銭	913円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその

他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。
委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

- ・ 資本金：51,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年9月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているカナダ高配当株ファンドの平成26年1月17日から平成26年4月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カナダ高配当株ファンドの平成26年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。